

令和7年8月19日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8件
（うち電気ケトル1件、バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、
布団乾燥機1件、リチウム電池内蔵充電器1件、
ポータブル電源（リチウムイオン）1件、オゾン水発生器2件、
延長コード（USB充電ポート付）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：荒木、別所、上田

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500457	令和7年7月18日	令和7年8月14日	電気ケトル	火災	当該製品を使用中、当該製品のプラグ部を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500458	令和7年7月21日	令和7年8月14日	バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）	火災	車両のトランクに置いていた当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	令和7年8月7日に消費者安全法の重大事故等（バッテリー）として公表済
A202500459	令和7年7月26日	令和7年8月14日	布団乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源コードの被覆を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	和歌山県	令和7年8月15日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500460	令和7年7月5日	令和7年8月15日	リチウム電池内蔵充電器	火災 軽症1名	当該製品を充電中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しており、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	新潟県	令和7年7月17日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月5日
A202500461	令和7年8月5日	令和7年8月15日	ポータブル電源（リチウムイオン）	火災 軽症1名	当該製品を置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202500462	令和7年6月20日	令和7年8月15日	オゾン水発生器	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	オゾン水発生器に関する事故（A202500463）と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月30日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500463	令和7年6月20日	令和7年8月15日	オゾン水発生器	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	オゾン水発生器に関する事故(A202500462)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月30日
A202500464	令和7年7月15日	令和7年8月15日	延長コード(USB充電ポート付)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大分県	電気洗濯機に関する事故(A202500399)と同一事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月7日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし